自衛官候補生の居住場所に関する訓令を次のように定める。

平成22年6月30日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛官候補生の居住場所に関する訓令

(自衛官候補生の居住場所)

第1条 自衛官候補生は、それぞれが教育訓練を受けている部隊のために設けられた集団的居住場所(次条において「営舎」という。)に居住するものとする。

(居住場所の特例)

第2条 営舎内に居住すべき自衛官候補生が、教育訓練を受けている部隊の長から自宅又は家族の住居において療養することを命ぜられた場合に限り、前条の規定にかかわらず、営舎外居住をすることができる。

(委任規定)

第3条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施 に関し必要な事項は、陸上自衛隊の自衛官候補生にあ っては陸上幕僚長が、海上自衛隊の自衛官候補生にあ っては海上幕僚長が、航空自衛隊の自衛官候補生にあ っては航空幕僚長がそれぞれ定める。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。